2010年12月7日(火) 国立国会図書館関西館 日置将之(実務研修員)

## 1. はじめに

### 矯正施設に収容されている人々へのサービスは、障害者サービスに含まれるのか?

→広義の障害者サービスは、「図書館の利用に障害のある人々へのサービス」として捉えることができます。

### 『図書館情報学用語辞典 第3版』

広義には、障害者を図書館利用に障害を持つ人々とみなし、民族的、言語的、文 化的少数者、高齢者、病院など施設にいる人々を含める。

(p.105「障害者サービス」より)

### 『図書館ハンドブック 第6版補訂版』

図書館において「障害者サービス」といえば、「図書館利用に障害のある人々への サービス」を意味しており、身体障害者のほか高齢者、在日外国人、施設収容者 等を含んだ概念である。

(p.108「第2章 F 5.障害者へのサービス」より)

#### 『図書館学基礎資料 第9版』

広義には、図書館の利用に障害のある人、図書館未設置地域の住民、病人・高齢者、日本語のわからない外国人、矯正施設の収容者などへの図書館サービス。

(p.85「障害者サービス」より)

## 2. 矯正施設について

### 2.1 矯正施設とは

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称です。刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)と刑事施設以外(少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)に大別できます。

#### 【刑事施設】

刑務所・少年刑務所…主として受刑者を収容し、処遇を行う施設。刑務所 62か所、少年刑務所 7 か所、刑務支所 8 か所が全国に設置されています。

拘置所…主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設。拘置所8か所、 拘置支所103か所が全国に設置されています。

### 【刑事施設以外】

少年院……家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的とした施設。全国で 51 か所に設置されています。

少年鑑別所…主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を最高 8 週間収容し、専門的な調査や診断を行う施設。全国で 52 か所(分所 1 か所を含む)に設置されています。

婦人補導院…売春防止法第5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、社会で自立して生活できる女性として復帰させること目的とした施設。東京婦人補導院の1施設のみとなっています。

### 2.2 矯正施設に収容されている人々(被収容者)の数

矯正関係の統計資料によると、各施設の1日平均収容人員(2009 年)は、以下のとおりです。刑務所と少年院に収容されていた人々の人数を合計すると、約8万人となります。

### 【刑事施設】

受刑者(主に刑務所)……男性 62,211 名 女性 4,566 名 計 66,777 名 被告人(主に拘置所)……男性 7,305 名 女性 564 名 計 7,869 名 死刑確定者(拘置所)……男性 94 名 女性 6 名 計 100 名

#### 【刑事施設以外】

少年院……男性 3,183 名女性 396 名計 3,579 名少年鑑別所……男性 853 名女性 101 名計 954 名※婦人補導院は、2007 年以降収容が無い。

# 3. 矯正施設の読書環境について

### 3.1 各種調査について

矯正施設の読書環境に関する、網羅的な調査等の存在は確認できていません。少年院については、2005年に日本図書館研究会児童・YAサービスグループが調査しているため、ある程度は概要をつかむことが可能です。一方、刑事施設については、読書環境のみに焦点をあてた調査の存在は確認できておらず、現時点では断片的な情報しかありませんが、根拠法令を見ることで、その運用内容を伺い知ることが可能です。

### 3.2 刑事施設の読書環境

①根拠法令

以下のような法令で、書籍等の閲覧に関する運用方法が定められています。

・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年五月二十五日法律第五十号)

- ・刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成十八年五月二十三日法務省令第五十七号)
- ・被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令(法務省矯成訓第3300号)
- ・被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について(法務省矯成第 3345 号) これらの法令では、書籍等の閲覧について下記のように定めています。(主要部分のみ)
  - ・自弁書籍等の閲覧(法第69条)

被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第 12 条の規定による場合 のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

- →施設の規律及び秩序を害するおそれ、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるお それ(受刑者のみ)、証拠隠滅のおそれ(未決拘禁者のみ)がある場合は、閲 覧を禁止することができる。(法第70条)
- ・自弁書籍等の購入(訓令第6条第2~3項)

書籍:月に2回以上あらかじめ日を定め、~中略~書籍等の購入を受け付ける

雑誌:1月につき1日を下回らない範囲で購入の申請を受け付ける日を定める

・自弁書籍等の交付(「訓令の運用について」5の2)

週刊誌:1週間以内

週刊誌以外の雑誌:2週間以内

書籍等:2月以内

• 備付書籍等の閲覧(法第72条第1~2項)

刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備え付け、報道番組の放送その 他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会をあたえるように 努めなければならない。

第39条第2項の規定による援助の措置(余暇時間帯における「知的、教養的及び娯楽的活動」)として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

・備付書籍等の内容(訓令第9条第1~2項)

刑事施設の長は、被収容者の利用に供するため、法令、教育、教養および適当な 娯楽に関する書籍等を刑事施設に備え付けるものとする。備付書籍等には、職業 上有用な知識の習得および学力の向上に役立つものを含むように配慮しなければ ならない。

- ・備付書籍等の貸与日(「訓令の運用について」8の1) 1月につき2日を下回らない範囲内とすること
- ・備付書籍等の貸与冊数(訓令第11条第3項) 2個を下回らない範囲内で、刑事施設の長が定めるものとする

#### ②「受刑者に対する釈放時アンケート」

このアンケートは、法務省矯正局がすべての出所受刑者を対象として実施しているもので、「図書(施設に備え付けの書籍)の種類」に関する設問があります。平成 20 年度

の結果では、施設に備え付けの書籍の種類について、約50%の人が、不足していたと回答しています。一方で、「受刑生活で良かったこと」の設問には、男女ともに「読書」が上位に挙げられていることから、受刑者たちの、読書をしたいという要望の強さが伺えます。

#### ③個別の事例

『刑務所図書館』(中根憲一著 出版ニュース社)には、刑事施設(6 か所)の読書環境について調査した結果が記載されています。

この調査によると、蔵書冊数は 4,703 冊 (広島拘置所) から 25,388 冊 (静岡刑務所)、 年間購入予算は約 18 万円 (広島拘置所) から約 90 万円 (東京拘置所) となっています。 施設の規模も影響しているかと思いますが、かなりの幅があります。

また、図書等が置かれている場所は、刑務所(静岡刑務所、川越少年刑務所、姫路少年刑務所)の場合は図書工場や各工場・居室棟に設置の書架、拘置所(東京拘置所、広島拘置所)の場合は各居室棟となっています。

読書が可能な場所や時間は、基本的にどの施設でも各自の居室、余暇時間となっていますが、市原刑務所については、寮内にある図書室でも備え付け書籍の閲読が可能となっています。

## 3.3 少年院の読書環境

「少年院と図書館サービス」(大阪府立図書館紀要 35 号)には、日本図書館研究会児童・YAサービスグループが調査した結果が記載されています。この調査では、少年院の読書環境について、文献調査や各施設へのアンケートのほか、元法務教官へのインタビュー等といった様々方法で調べています。

①蔵書冊数

500 冊~11,958 冊 平均 4,940 冊

②年間購入予算

11 万円~60 万円 平均 312,500 円

③図書等の種類

文芸書、学習・資格取得用の図書、教養書、実用書など様々 マンガを所蔵している少年院もある

④図書が置かれている場所

図書室、寮内ホール(食堂)、寮内の廊下等

⑤読書が可能な場所

居室内か寮内のホールが一般的(図書室では読書できない)

⑥読書が可能な時間

余暇時間や自己計画時間(自己の計画により、TV視聴・読書・学習等を行う時間)、 読書に関する日課の時間等

## 4. 矯正施設と図書館との連携について

### 4.1 各種調査

①『日本の図書館 2008』の付帯調査

公共図書館におけるその他のデータ「他機関との連携」(p.214 - 267) に、刑務所の選択肢があります。「連携あり」と回答している図書館は以下の通りです。連携先施設の名称や連携の内容は調査項目となっていません。

県立図書館…山梨県立、県立長野

政令指定都市…札幌市立厚別、札幌市立曙、岡山市立中央

区立…葛飾区立図書館(全館)

市立…さくら市喜連川、金沢市立玉川、姫路市立城内、下関市立下関、四万十市立、 佐世保市立

町立…播磨町立

②障害者サービス全国実態調査(2005)

「設問(1)利用者数」の選択肢に、「12 受刑者」があります。

- →のべ利用者数は 72 名となっており、長崎県、兵庫県 (2 館)、東京都、栃木県、 秋田県、宮城県、福島県での利用が確認されています。(図書館名は不明)
- ③少年院と図書館サービス(2005)

「問 12. 地域の公共図書館と連携していますか。」との質問があります。

→施設名は不明ですが、「本を借りている」が2施設、「図書館見学」が2施設、「その他」が1施設となっています。「その他」の詳細は不明です。

#### 4. 2 サービス提供事例

2010年11月の時点での実施が確認できている、公共図書館から提供しているサービスの種類は、以下の三種類です。

①団体貸出

市原市立(市原刑務所)、横須賀市立(久里浜少年院)、阪南市立(和泉学園)など

- →矯正施設が「団体」として貸出登録をしている場合がほとんどです。通常、矯正 施設の職員等が資料を借り受けに来ています。
- ②移動図書館

姫路市立城内(姫路少年刑務所・姫路拘置支所)、岡山市立中央(岡山少年院)など →移動図書館のサービスポイントに矯正施設が組み込まれています。

③図書等の寄贈

横浜市立中央(横浜刑務所)、静岡市立中央(静岡刑務所)、葛飾区(東京拘置所)など →除籍になった資料や受入しなかった資料等を、定期的に提供しています。

## 4.3 過去のサービス提供事例

大阪府立図書館ではかつて、浪速少年院と連携しており、下記のようなサービスを提供 していました。

- ①資料の貸出
  - →2~3 カ月に1回程度、資料借り受けのために教官及び院生が来館していた。
- ②読書感想発表会への参加
  - →発表後の講評などを司書が行っていた。
- ③読書会への参加
  - →読書会参加者への助言などを司書が行っていた。
- ④見学の受け入れ
  - →資料借り受けのために来館した院生に図書館を見学してもらっていた。(司書が館内を案内)

### 4.4 公共図書館から提供できそうなサービス

前節までの内容等を踏まえ、公共図書館から矯正施設に提供できそうなサービスを整理 すると、以下のようになります。

- ①貸出……団体貸出や移動図書館による貸出など、定期的に図書館から複数の図書を 一括して貸出す。連携内容としては最もオーソドックスなもの。
- ②情報提供…選書や図書の整理方法等に関する情報提供・アドバイスを行う。
- ③見学受入…図書館内を被収容者に見学してもらう。
- ④行事参加…図書館の職員が矯正施設での行事(読書会等)に参加する。
- ⑤その他…ストーリテリングやブックトークの出前等。

# 5. 終わりに

### 5.1 サービス対象としての矯正施設

矯正施設には、年間 8 万人にものぼる人々が収容されていますが、その読書環境は十分とは言えません。これまで見てきたように、矯正施設の被収容者にサービスを提供している図書館も存在していますが、ごく少数です。大半の図書館員は、矯正施設の被収容者をサービス対象として意識したことがない、というのが実情ではないかと思います。

「ユネスコ公共図書館宣言」では公共図書館のサービスについて、「すべての人が平等に 利用できるという原則に基づいて提供される」とし、「理由は何であれ、通常のサービスや 資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あ るいは入院患者や<u>受刑者</u>に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。」 としています。アメリカやイギリスでは、図書館が設置されている自治体内に矯正施設が ある場合、ほぼすべての図書館が、その矯正施設にサービスを提供しています。特にイギ

リスでは、さらに一歩進んで、約90%の刑務所図書館が、地域の公共図書館庁から派遣された職員等によって運営されています。

これに対し、日本の現状はすでにご紹介した通りです。人々の知る自由を保障することを使命としている公共図書館の関係者には、矯正施設の中にいる、自由な読書から隔てられている人々にも、是非意識を向けていただきたいと思います。

# 5.2 矯正と図書館サービス連絡会の発足

今年(2010年)の9月に、図書館員や出版人、刑事政策研究者等が中心となり、「矯正と図書館サービス連絡会」が発足しました。この連絡会は、図書館と矯正施設との連携充実や矯正施設内の読書環境整備を目的としており、現在は「知ってもらうこと」に重点を置いた活動をしています。具体的には、矯正施設関係者には図書館のサービスについて、図書館関係者には矯正施設の読書環境とサービス提供の可能性について知っていただくために、フォーラムや矯正施設の参観等を行っています。今後は、矯正施設の読書環境や図書館との連携に関する実態を把握するための調査も行っていく予定です。

## 5.3 矯正施設の読書環境を整える意義

矯正施設の読書環境が整えば、読書を通じて少年の立ち直りを支援し、成人の矯正と社会復帰を促すことが可能であると考えています。さらに、矯正教育に読書を活用するなど、積極的な取り組みがなされれば、再犯率の低下等にも寄与できる可能性があります。刑務所入所者の約55%が再入所者で占められている現状(2009年)を考えると、矯正施設の読書環境(情報アクセス)を改善する取り組みは、重要な社会的ミッションであると言えるかも知れません。

## 引用文献・参考文献(Web 情報含む)

### 1. はじめに

### 【引用文献】

•『図書館情報学用語辞典 第3版』

図書館情報学会用語辞典編集委員会編 丸善(2009) p.105.

・『図書館ハンドブック 第6版補訂版』

日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編 日本図書館協会(2010) p.108.

• 『図書館学基礎資料 第9版』

今まど子編著 樹村房(2010) p.85.

### 2. 矯正施設について

#### 【引用文献】

· 法務省 HP「矯正統計 統計表(年報 2009 年)」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\_ichiran\_kousei.htm(参照 2010-11-10)

· 法務省 HP「少年矯正統計 統計表(年報 2009 年)」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\_ichiran\_shonen-kyosei.html ( 参 照 2010-11-10)

#### 【参考文献】

・法務省 HP「矯正局」

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei index.html(参照 2010-11-10)

・『日本の刑事施設』

法務省矯正局(2008)

http://www.moj.go.jp/content/000003108.pdf (参照 2010-11-10)

・『少年院における矯正教育の現在』

林 和治、山岸一雄、齋藤裕司 他著 矯正協会(2010)

・『少年院のかたち』

毛利甚八 現代人文社(2008)

・『刑務所の風景-社会を見つめる刑務所モノグラフ』

浜井浩一 日本評論社(2006)

・『矯正教育の方法と展開 現場からの実践理論』

矯正協会 (2006)

### 3. 矯正施設の読書環境について

#### 【引用文献】

・法令データ提供システム「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年五月二十五日法律第五十号)」

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO050.html(参照 2010-11-10)

・法令データ提供システム「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成十八年五月二十 三日法務省令第五十七号)」

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F12001000057.html(参照 2010-11-10)

- ・法務省 HP「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令(法務省矯成訓第3300号)」
  http://www.moj.go.jp/content/000003066.pdf(参照2010-11-10)
- ・法務省 HP「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について(法務省矯成第3345号)」http://www.moj.go.jp/content/000003067.pdf(参照 2010-11-10)
- ・法務省 HP「受刑者に対する釈放時アンケート」の公表について(平成 20 年分集計結果) http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\_kyouseh20.html(参照 2010-11-10)
- ・『刑務所図書館 受刑者の更生と社会復帰のために』(第一章) 中根憲一著 出版ニュース社 (2010) p.12-53.

#### 【参考文献】

- ・塀の中の読書会 ここにも本を求める人たちがいる中根憲一 出版ニュース(通号 2223) 2010.11.中旬 p.10-13.
- 「日本の刑務所図書館史. −看読書籍と受刑者の読書活動−」
  立谷衣都子 東京大学大学院 教育学研究科. 生涯学習基盤経営コース 2008 年度修士論文 http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/33381/2/76047.pdf (参照 2010-11-10)

### 4. 矯正施設と図書館との連携について

#### 【引用文献】

- ・『日本の図書館 2008 統計と名簿』 日本図書館協会図書館調査事業委員会編 日本図書館協会(2009) p.214-267.
- ・『障害者サービスの今をみる 障害者サービス全国実態調査(一次)報告書』 日本図書館協会障害者サービス委員会編 日本図書館協会(2006) p.14.
- ・「少年院と図書館サービス」

脇谷邦子、日置将之 大阪府立図書館紀要 35 号 2006 p.7-32.

http://www.library.pref.osaka.jp/lib/kiyo\_pdf/kiyo3502.pdf(参照 2010-11-10)

#### 【参考文献】

- ・「少年院にも図書館サービスを!」 脇谷邦子 みんなの図書館(通号 373) 2008.5 p.13-19.
- 「図問研のページ 「図書館利用に障害のある人へのサービス」交流のページ 刑務所図書館の 見学--受刑者の読書環境とアウトリーチサービス」 みんなの図書館(通号 316) 2003.8 p.84-87.
- ・「図書館員のためのステップアップ専門講座(第 37 回)拘置支所および少年刑務所へのサービス-- 姫路市立図書館自動車文庫しろかげ号がゆく」

石田裕子 図書館雑誌 95(3) 2001.3 p.198-200.

### 5. 終わりに

### 【引用文献】

- ・日本図書館協会 HP「ユネスコ公共図書館宣言」UNESCO Public Library Manifesto 1994 http://www.jla.or.jp/yunesuko.htm(参照 2010-11-10)
- ・『刑務所図書館 受刑者の更生と社会復帰のために』(第三章) 中根憲一著 出版ニュース社(2010) p.108-151.
- ・法務省 HP「矯正統計 統計表(年報 2009 年)」 http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\_ichiran\_kousei.html (参照 2010-11-10)
- ・法務省 HP「再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化(社会内処遇)」
  http://www.moj.go.jp/content/000054408.pdf(参照 2010-11-10)

### 【参考文献】

- 矯正と図書館サービス連絡会 HP http://kyotoren.cocolog-nifty.com/(参照 2010-11-10)
- ・「刑務所における読書支援をめざして」 指宿信 出版ニュース (通号 2219) 2010.9.上旬 p.11-13.
- 「矯正と図書館サービス連絡会設立総会開催」日置将之 図書館雑誌 104(10) 2010.10 p.651.
- ・「国民読書年「塀の中」に生きる糧 図書館サービスへ連絡会」 東京新聞 2010 年 10 月 25 日夕刊 p.9.